

件名: vol.008 時価について・・・

■□—————□  
■  
林真一税理士事務所 メールマガジン 2016年8月5日配信  
■□—————□ vol.008

みなさん こんにちは！

いよいよ夏本番ですね。。。

今日から リオデジャネイロ・オリンピック が始まります！！  
連日テレビにくぎ付けになる人も多いかと思いますが、  
時差はなんと 12時間！！  
寝不足覚悟の日々になりそうですね・・・

そしてもうすぐお盆休みが始まります。  
さらに今年から8月11日が祝日になりました。  
“山の日”という祝日だそうです。

今年のカレンダーをみて8月に祝日が出来たことを  
知った人も多いのでは？と思います。

ところで、“祝日”と“祭日”の違いを皆さんはご存知でしょうか？  
“山の日”が祝日なのか？、祭日なのか？曖昧でしたので、  
これを機に調べてみました。。。

どちらも、休みの日だと言う事は解っているのですが・・・（笑）

それでは、違いですが・・・

祝日（しゅくじつ）とは・・・??  
建国や独立などのその国の歴史的な出来事に由来したり、  
功績のあった人物を称えて制定された記念日の事

祭日（さいじつ）とは・・・?  
宗教儀礼上重要な祭祀を行う日のこと  
（参考: wikipedia)

ですが、現在は“祭日”はなくなっていたのです。

昔は日本の皇室が行う祭事、祭日＝休日だったのですが、  
昭和22年に皇室祭祀令が廃止され、「国民の祝日に関する法律」が施行され  
“祭日”はなくなり、休日は全て“祝日”になったようです。

どちらにせよ、休日が増えるのは嬉しいと感じている人が多いですね。。。

今年の夏は、例年のない猛暑とされていますが、  
4年に1度しかないオリンピックというビッグイベントとともに、  
暑い夏を楽しんで乗り切りましょう！！

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

今月は税務に関してのお役立ち情報をお届けしたいと思います。

一般の方でも理解しやすいように、なるべく専門用語は使わないように心掛けていきたいと思っています。

税務でお困りのときは、お気軽にお問い合わせくださいませ・・・

---

切手・はがき・収入印紙等の販売いたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

---

パソコン訪問指導をいたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

---

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

---

本日のお題: 時価について・・・

---

今月は、少し難しいかもしれませんが、皆さんの身近で良く聞く

時価

についてお話しします。

時価とは・・・?

土地の時価、建物の時価、貴金属の時価、車の時価、、、など

時価を調べてみると、「現時点でのモノの市場での価値のこと」

すなわち、「売りたい人と買いたい人の関係で決まってくる」と記載があります。

例)

車を買いたい人 希望金額 150万

車を売りたい人 希望金額 100万

これでは合意できませんので、話し合いにより120万で売買が成立したとすると、この車の時価は120万となります。

ここで疑問?

この場合、合意できなければ「時価」はないのか?

また、売りたいけど車の時価が必要なときは、どうするのか?

ここからが本題・・・

税務の話になると、贈与税、相続税、に関連していきます。

父が子に車を贈与する。

父が亡くなり子が車を相続する。

この場合、車の時価を算定し申告しなければなりません。

では、どうやって金額を算定するのでしょうか？

例)

X（エックス）が中古車プリウスを8月1日に、ディーラーAで買いました。 150万

9月1日、買ったプリウスをディーラーBへ売りました。 140万

もし、X（エックス）が9月1日に亡くなったら、  
この車の時価はいくらになるのでしょうか？  
買った150万円か？、売った140万円か？

贈与税、相続税の時価の概念は、「正味実現可能価額」となります。

言葉は難しいですが、簡単に言うと「今、資産を売却したらいくら現金になるか」です。

したがって、この車の時価は140万になります。

ここで注意が必要です。

法人税、所得税の時価の概念は、相続税や贈与税とは違います。  
したがって、同じものでも、時価が違ってくる場合がでてきます。  
厄介ですね・・・

上記の例では、150万も時価、140万も時価です。

土地だけで考えても、

- ・ 売買価額
- ・ 路線価
- ・ 固定資産税評価額
- ・ 公示地価

など、いくつもあります、、、

話すごとに難しくなってしまいますので、このあたりで終わりにしたいと思います。  
ご参考までに・・・

補足)

150万のほうは、「再取得価額」といいます。  
（今、資産を買ったらいくら現金がいるか）で評価する考え方です。

また、価格と価額は意味は違います。  
「価格」は値段、「価額」は時価です。

それでは、次回もまたお楽しみにしてください！！

---

■ご友人、知人にもこのメルマガをご紹介頂ければ、幸いです・・・  
ご希望の方はお手数ですが、「メールマガジン希望」とご入力いただき、  
ご紹介者の お名前 と メールアドレス

をこちらにお送りください。

↓↓↓

mikiko-rin@zm.commufo.jp

---

■メールマガジンの配信変更・停止はこちらから・・・  
ご不要の方はお手数ですが、「メールマガジン不要」と入力いただき、  
こちらにお送りください。

↓↓↓

mikiko-rin@zm.commufo.jp

---

林 真一 税理士事務所  
パソコン会計スクール  
岐阜県岐阜市五坪2丁目2番2-1004号  
TEL : 058-248-2992  
E-mail : s\_h@xb4.so-net.ne.jp

---